律

明治文庫

行幸

以幸為卷名

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

詞よい大原野の行幸と

あり源氏廿六才十二月也

次のとし廿七才二月まての

[illegible]

かく和歌はいとまれ　見
出るまいなりとあん
くれはしてはまれ　むろ
乃ちまるはるとうんす
もうるとおり　入ちよりも
こはなるは滝こそ
いつのまにかうんとの山の
うえの和りる布引の滝
とよかくは人のつ云ぬれそ
はたるまるる言なりは滝

右首は引手はうんん
ちちとも云調よつ記ていふ小
野山乃手れ叶てうそ
いつのうちとある調とうる
うは人のうこと叶て
みるとはうの　小蝶卷と
源氏とむうとの事を
書ていもおはすり記
山人さんはそれをおそ
とこれる也

内大臣

つれなくて
なるつけても
内大臣乃性善悪のきえを
なる人也そのおもむき
帝王乃巻をもきこえ
ひておもひ給ふ
世も段仕のおもんな
あるもちるまに見る
ひてもの外なるれも陰
なるのあはをこうま

るべき也
つれなくて見れてむの
下なる事はあらと思へ
しかふ也
廿三内大臣むすめを知
れてそ又源ノ審通をあ
もてけるよ内大臣れ
方へ乃きこえあは我心
なるおとこ
筆日かけおとこと云より

一度は内大臣乃至其
くはさせるべきなり
なりと源氏斎宮の
あはむとて内大臣へ
たまはせれんは其くれ
あるはかりなれども
なほ内大臣は性なりき
きれたるなれば是
へ和しもそなれ是
なくとくもてなさ

まんいおとるまうしあへ
きとも也サノ仏ハ源氏は是
くはさせるべきなり
なりとうたてしう其は是
くはさせると云調はそれ
片のなりはしらあれ
なりくとそこに叶へり無別
はくはさるべきと云調作間
もはひたるなれと見
るくはは思ひたるの

心安曲はなかりしも紀伊国源氏
乃至こんもうの内大臣乃
市意をよろこびて面もちを和
はるまましけあくいのとと
云ん
私義ノ事アラんサノ氏
けまゐのノ調謀ん拓ん
私云内大臣行ちもきく
くつてさるるいい謀環
思性なれを源氏の事月

然切なるもも思こめ
内大臣はなをして引ち
なるくしおこなまし
くやと源氏の思ひて内
大臣へ志をもなれ拓ん
うけをもに大原師は行幸
中師行幸ハ仁和天皇は行幸
にてまりて　仁明天皇
兼和二年光孝天皇仁和
二年　芹河　脱朔天皇昌泰

元年 斥候 延享四年 奔河
延長四年 花園六年 東地
これ以中法白河流義係
元年 大井河行幸あり 十二
月八例ハ仁和二年十二月十
四日 芹河行幸 行平中納
言 此山みの絶り 芹河の
名のみ残りて 跡いあり
とよりはまた 今ハ行幸は
延長六年十二月廿日 大原地

行幸乃例を模して 事
大略李部王記に以て
うかがひ出給て 了 延長六
年十二月廿日 大原地行幸都
初上御輿
朱雀門ヨリ 立東西ヲ
西ノ京ニ出ヲ 行幸ハ道つゝ
ハ上ヲ陣ノ所 三ヶ所ハ 野
行幸ノ事 勅例 記ニ
見タリ

中
李記云自朱雀門至五条
大路西折到桂河色上御渡
輿就幄群臣下馬上御
輿群臣乘馬渡浮橋
方舟其上白板梁
乙上義
自桂路入野口
乙未
日記云鷹飼親王以下
列其裝束御赤色袍親
王以下及殿上侍長六位以上
著麹塵袍諸衛宿人
著褐衣服巻行騰諸衛
服上義府掌以上著服
巻行騰悉然皮唯服巻
四位五位用虎皮六位以下
阿多良悉及鹿児皮通
用毛皮者用色皮以上武官著
小手馬寮内舎人不同諸
衛鷹飼親王以下著地
摺布衣及袴武用紫木綿色袴袴

小禮子鉢袋大鷹著
韵皮腹巻及到野口著
狼皮行騰四位以下同大
井河行幸

馬副

むかてをい
あしをはかへのきあえしう
ものかをね
青色の麹塵也一日晴に著
すると也今ノ六位義人極腹
の著する袍是也うわ

はあるを著ぬ
しかも

李記見右青色綱腹袍
蒲萄染下襲ハ鷹飼ノ
出立也

みちはをうさへ　右すう
乃狩と事うるそ也
うしはをいりはれはをいもと
鷹つかへ人ハ皆夜衣を
はをむる也

裝

[illegible]いハ中大著用する
[illegible]衣裳乃色目を
[illegible]色　鞍を為唐鋼く
例又河内紀
[illegible]色乃[illegible]ひ
諸衛といハ六衛府ノ[illegible]
[illegible]
六府の[illegible]ひ時すり
きあ色左右ハ合て赤色
[illegible]色あるも　裝日袴束い

[illegible]物裝束とと
[illegible]
[illegible]紀とよ
[illegible]人百人のこれ物見と
[illegible]と云
[illegible]紀東
[illegible]輪ノ弱き車と云
[illegible]
行幸の道の橋
[illegible]の官人て
[illegible]
檢非違使乃故實あるも

[illegible]

[illegible]

延長四年十月十日大井
行幸上服赤色袍 晴く
儀ニ諸兵青色ノ袍ヲ着スル
時ハ主上赤色ノ袍ヲ着セシ
メ給ヒ一度ノ人又着ス
是諸兵ニ異ナル色内裏
野行幸ハ下時事也
[illegible]く 人主ス神

如山岳高峻而不動
御輿ノ中より外よい目ろ
[illegible]も[illegible]也
中右記 [illegible]

まちおとこ　内大臣むす
こ　つねよ　父内大臣は随分の
器量とも　みぬれども　門
乃目うつくしき人　けい
をきれる也
ほて　其外のまの殿上人
また
ちくしちうく
平生は随分容儀ある
人とも　うれもあれ出きえ

しるいとくく　まこの
すくれたれつるこそ也
源のおとこ
をよくはれつる也れ
ともよ上下のけちち各別
ようこそ也
あてるる人い　むこ
乃ふよ平生源氏ゆ旁
るとはみるひれてむ
ちとくに人いこそあるに

こゝとすべてその世をこゝろ
まつ思ひつゝよとなる姿
に出てこゝ世りは人なれ
ともとく〻まゝよ言ときき
れしうも

なりもとなるともこゝに
目鼻りゝゝいちゝれも
人の義恵よりはなるて
おもしもみたるも京の調し
又こゝれよりなるし京おもき

にしりて何なりよれ調しよ
調しもこゝもあくすり
こゝ紀調しもつき
りにて強よきなるは
ひゝつ調しもりみやり
ゝて義恵強弱ゝるも
又目鼻口耳みとひゝ
ひゝゝゝゝ雖ゝ紀ゝ
金一人の容姿よりも
人ありひゝゝひそい

雖なれども印をもて乃
人々をして新のくに
者あるべし
無ものを當也
有べれ
黄黑也
をもりて　そもそも系
なるべく人也
やうくしいるをおして
胡籙　大納言の大將は
行幸の日は帯弓箭也大長

ノ大將は行幸の日もやはり
ひとをおそれて随身にも
しもべ也今黄黑は大納
言ノ大將也
黄黑は紅也
むべ也今日黄黑のひも
そもよも也ろ紅をうら
てはんおもて　おもて也は大
れ黄也　ろ紅ばんけ也
おもて　黄の　黄ノ乃

公忠内侍めしてこゝに急ぎて
物くれけるを見てより給へる也
堀川のくはんすもあれて
女御なりて京の人とも
本意なくもあはれなるまゝに
られん也
なれくしけれすちなきそれ
むかしみん也京仕の事は
くるしくおもへとも又のは
はあなちくはつゝむ

まゝとはおもひける也
箋
綴冊思ひのまゝに心もある
つらん
かくて野におもしつきそて
李記曰従輦卒行輦至于
輿墳進朝膳親王公卿著
平張座於墳頂眺望良久
頂
右中少将右権中将実頼朝臣
良少将中正進持御靈笛
斂上降墳路右兵衛佐仲連

候御前料理膳人所
雖殿上六位昇殿御
厨子所膳御臺二基
人以時望胡床陪膳行
以衛賜王五饌侍従丰長
益送云々

西宮抄云天皇服白橡御
衣 定赤白橡御 天皇御右近
馬場改着直衣云々

昌泰元年行幸野行幸
着御赤白橡 唐綾御
衣入御之時着獵服衣
云々今案此之時
主上の御服を直衣
改めらるる例もあり又
狩衣をもちいる事もあ
り也云々
義日記の直衣の袙
を狩もちゐる事

以後ハ野口に興と南り
上達部平張して物裝
束を敷かるゝ所をみき
りてとゝ云て上の
詞よみこしてちんちめ
なと奏するつゝひ物つる
ハかゝるきりはしたゝ
とゝ敷かるゝ所とあり
是は先裝束の色目を
いとゝ用意せられしを

紀あるゝをもとされたまう
き物とゝ云て分明な
きゝ也以後もうるさ
く改め著すゝ諸家乃
奏銅ハ野口ゝ前より物
裝束とみえたり不可
合混亂者也
六条院よりの沙汰
源氏より一献を申さる也
孝記曰六条院被貢酒

二荷炭二荷火爐一具
殿上六位畠之立御前部
解一瓶宮雑調所宛給
御宛ニハ新近来将監役之
延長六年ノ例をうつもり
此ハ六条院ハ宮内門の
御ものうつ今此ハ役
もも六条院をのつ〜れ叶
ものもを
けうつうつもをうつく

勝門より借をあつさより
出元色あり〜も故障
しをうるとを訓ものうる
詞也
ものをもんをもをけ
延長四年小野行幸之時
殿人方東門厨添後者を
使まて雑一枝中宮へ
ものを給て其例に以て
又殿人方東門厨をうく

六条院へ下いをられる也
きつ一つえさ
付鳥校事
九条右兵相集ヶ来雅院
より雄一双為ヶ付て遣
ヶ雄ヶ三ヶ
以来ヶ七ヶ人ヶ立ヶ寄通の相
ヶ来せ〻く国〻して表
裏ニ毛ヶ生ヶ有り見ヶ付
来ヶ云ヶ立校を隔て

雄をたらよあけて付雌を
はきて付之者ハ雌を九
よあけて付者ハ雌を貴
する故也 付様 品有く
又雪中ヶより人の作を
三三四ヶ人の来の校を習
を付そして平を打て
らして付く一双乃付
様如右
四条大納言隆親ヶ記来

高六七尺雌雄一双り付也
又大民大饗元服移徒祭
用之義不〻をこ根引小
松に付之祝ス
又青い柳枝に付
常ス也大民大饗用ス
又初雪雑を人をはく
作法也 又海作枝 志仁公伊勢物語
一松に鶴り付ス 山路也 義象望代
一鶴り付ス 萩不付ス
一小鳥り付ス 萩枝に付

一薄り付ス行に付十月ハ
某に付と云ハり御唐銅
武文紙
お月をとるハ 義御使ハ
義人唐門厨ときこ
の勅定也 おもむきハ
うけ申あり申と云事也
ゆるし申ハ
次の品製乃ところ

[illegible]乃勅定ありて
[illegible]もきそて白髮なと
[illegible]はゆの身な
悼あるとも
雪ふるとほのゆ
[illegible]とい古殿大臣等
乃先例あるもなのな
[illegible]例乃字なあるより
[illegible]の字雪とふるより後を
[illegible]ハ[illegible]

古殿大臣

詞也白髮乃意趣[illegible]
あるとなるなり
仁和二年昭宣公供奉乃
例なるとも只今漢式
[illegible]古殿大臣なる也
光孝天皇仁和二年十二月
四日戊午寅口封行幸芹河
埜為用鷹餌也式アリ
[illegible]王常陸大守貞固

以一説ハ作者の

親王方級大臣藤原胡民 嘉祥
左大臣源胡民融 右大臣源
胡民多大納言藤原胡民
良世中納言源胡民 能有
在原胡民 行平藤原胡民
山蔭卿下 参議 尾張浄公之
孫 伊勢 伊勢
藤原 胡民
藤原 胡民
胡民山みゆきつかる
大原野行幸ハ今日始まる

二依て是方代乃ちち
方ちと称美中さる也
此行幸延長六年ニ例
もて行幸ハ此ち欲み和紀
つかるとて今行幸のみ
ゆ紀もとるのやうちるす
ハあ[illegible]也
国史云光孝天皇仁和二
年九月十八日幸屯勅次
山城国乙訓郡大原野為

為ノ字ノ下文字ヲ方仮ニ書ク

[illegible]　以一服作者の調也

[illegible]　行幸此翌日

也源氏よりのむつかしく文

をとをもらつる也

うたはみてまつりもてまもり

てきやう

きまひ[illegible]　[illegible]

やうんの也

[illegible]　内侍のつかさに

[illegible]

あいなのことやと　をあて

よ用捨もなく乃[illegible]也

あいなる[illegible]の也

[illegible]

源氏の雅量を[illegible]むの

[illegible]乃只[illegible]也

昨日は　むつ[illegible]の調也

[illegible]

むろの返事もうちきり
胡蝶もせし雪をうち
ふるまひもみぢきい深雪
ぢ行幸のうへくらもあるふ
いうちきりとうつけて
みるうへくらもほのぼる
はけしき光景ぢのさ
ものとも思はるるに世を
と云心うつくしきよこうあり
うちきり雪降つもるなる

紅葉家にうつる乃ち学のうく
はせ中ハむろうに宮乃保氏
の返事よりうちきりあつる
おうつうつる紅葉事とも
天顔も高倉のるもし四
条殿をまいる紅葉きるよ
ともと云詞面白し仰とある
へき事うつくしき心ありう
ちの乃ちと　ちうのるす
ハ高倉のあるまりけ事也

こゝにそなはる寶玉のもの
拾也
こゝのつゝみおほうちよい
中宮を源氏乃君のもの
もてはやしたてまつりて又内侍
のつかさを奪て竜を奪い
連れてまゐる中宮へ参る恵
あるも
かゝるよ　内侍又寅
父内侍殿　是女性事
あり

そもそも又弘徽殿女御
乃おほうちを不いのりとも
多人乃　うど　をとゝい雅し
心をとゝ絶れ拾へまゐ
そゝるおもひ　中宮弘徽
殿をそゝるおもの
らん人をとゝも
あるうて　紫上朝也
主上よ四のとゝするとゝて女
のをとゝれをとゝつゝをとゝ

前事ハ修すまじき
事なりとなり
そうらうとも そこハ忠
上げ候して のたまへり
又は入り 家ハ文なり
また事なりけりとおもふ
ら乃事まて返事をと
私へハ返事ある也
あねさまえは
王子をは日よりとある也

目をまつまてとハ目を男
めさまきりとやりやむ
ろう乃事は胡なり
してとくとこそわりと
の私ふをたえハくめさ
おしひむろう此得とそ
めをとまりし私ふうとなる
め私也包をやりとまりしする
やうにいひなり 私ふ也
あねさまえといひそ日

をもしろき也
指南しても　宗任をとり
まちかへとも也
とにもかくにも　源氏の也
よその流はまかせとも家
つねにいそてかせとも先
装着乃事をといへる
何也
よろづけくはめしく
禅閤の説　此巻　此調三条

ニアリ　おもしろき所
色のまねり　此段乃ハつめめ
しくをとく　祝心躰
又よろ川うゐくしくよろけ
く見ハまよ此する心ん文
ちなけき所ふるまひ見
ハ待かねらん心んこと前
師説のよきなる心也こと
義曰此段乃よるけきハ遂
意の大きさなるとき

二種

私云畢竟三ヶ条

[illegible]　野干吟味也

[illegible]　来年二月ヨリ

[illegible]也　長源氏女七才二月也

女いきこしうく　女いやむ

[illegible]ル人もよすのさま

[illegible]ル猛い人の如子なる

[illegible]ル術ともなくこと

[illegible]おも

むかしより東宮をとりて

人をむすめとして

伊勢物語昔二条后

多東宮にみやすむ所と

[illegible]ばら弟ふ

[illegible]

[illegible]猛い只雖やうのやうに

氏神をあるの事也

[illegible]氏の子に

[illegible]ておも

よしつねもし此内侍めのよみて
宮仕もあらハ藤氏と源氏と
いひなまんハ三笠山乃神慮
もはかりかたしと云 又つねにハ
ハ人の紀つらゆきなれと手跡
の宜しく遊意しける故
に世秘もよく知もなくてしも也
なまとしき人のきこえあれ
数ならぬ人にて氏姓をあらて
時の運に従ふ事もあれなれハ

やむことなき俗姓に伊の不
足のあれはとて清めやうはなき
つかうと云也
あやこの物ちきり
玉かつらとのやうにさかり源氏
のあやかりあつかひまさひ
実父のしられんともと思
うつくしひ出てなよやかに
ありつれとも つねにハなき
契ありと草の地にいる也

おすくいに我れん　源氏のう
ゝ内大臣つすこうたん
とも也
御こゝゝゆしよい　むゝゝ乃
喪着乃腸ゆしよい父母
とゝ清ゝ也　けれ法
中明右服見い　袴好中宮也
今ゝゝゝゝ内大臣ゝゝ
男女ゝ独也　九服乃加冠のと
一喪着い年齢さゝゝゝゝ也

大宮ゝゝの名ゝゝ
ゝ宗ゝ也　蓼ゝ内大臣の
母儀也　ゝ名悩ゝゝよゝて
離別ゝゝ也　源氏の長女と
ゝ名ゝゝゝゝゝ
中務乃宮　夕霧也
ゝゝゝゝゝ　心ゝゝ也
御ゝゝゝゝゝ
三条ゝゝ　祖母ゝゝ五十月
乃服也

おそれる世を
しるよあらえさんとも　三条実教卿
三条実より世をしたとめ
源氏三条宮の方へ行也
いまさ御て　源氏のあり
さ御ものそうさるるも
行粧をくく儀式の方
しをとくきん
ちんらせるめまさし
大宮乃御とうたる中也

ぎらいおそしまさりける
けいはは也源氏のあてうを
拾をあるよりも別宅おそ
御をうと安堵所也
ちうて胡に　夕方也
別て見ひさけもそあり
見をくく中ゆるよ也
いうあうとおとうきつると也
うちうるとも　光よの源氏
乃出行あもうあさを

乃ち政を
司どるものを立つる人をもちゐる
相國職を秉り　師範一人
儀刑四海を真人則國を
故云則國之官有德之擇
故非其人者常不任之又
云職掌之官也大臣行
少事一希例也
職掌なる故出仕もまれ
なるも

なるけく　あり況やなほ
れをもとくしくなるも
やうになるも
うしなうものもも
商山四皓ともこの者なる
ゝる老ゝ
てゝをもいり
おれくしき事上りゝふ
おもくしきも思ふも
うゝをゝ人をふゆくもも

踈懶懈怠ノ義也
年よつもりぬれは　大宮詞也
さしとおもひては　老病なと
おもひなそへやうは死期よ
ちかくやすになるとの義也
みなそれよりきこしさせる
今一家源氏よみ給ふ事はある
ましきりと心わすれかれしと也
とけおこたりむつき
年齢おもひつもる事との義也

さぬき（サンゴ）人のまゝも　ちとわれぬ
つれ〳〵のさはりとなり
大宮みとりては　藤原聖任
お国なとよりく
世乃すゑてはおりとくなる
壽則厚多ノ義也　後嵯峨
継云御寝れはむすめ上東
門院後一条後朱雀の母
また此むすめ後冷泉後三
条まてみなそれかなへ

見てもいとゞ物思ふ
おもひてそなきけりの
なげきこそ世をくる命
あはりなるてゆくゝ
ぬるおもひあくれも
一ぬきこゝ
そこちいうてを
往生をいそくとも
こゝ中わ乃ことあるれな
あわ一紀ぬれい不審なる

ものを祖ゝはつゝと
不審なるまておもひあら
ひは病悩を逆修ゝ孫
なけ一いそく源統をも
まもりて中わ公さにか
けとゝるゝとも誠よ祖
母ゝ孫ゝの情ゝ世るゝ下
孫女婿子の内大臣殿を逆
さて下ゝ國一孫公あら
つきゝ

ちるとても　うら濡もろさ
　老若の宮れる事なれば
　　をなる事也
御ものうちとしー　ひとち
うつくきこえおふ
うちれおもいはしてそれ
日てもてもたい毎日也毎
　　竭親事見九条右の素
　　遺誠
いそきこそ　　ちん

むうつれる也
たけやきとのたけさうや
大字詞也　唯今開白南
獄なめてる事れたけさ故
たえ孝心れ深き故の義
もちろしとも　ちり　ろき
いたりー也
乃如なるもんとちるまぢの
作ら事ハ作るそとも
中れたうちけよ

雲井乃はるかと推量て
はるかに
いとさきとゝくるくゝ　イ本けな
きくゝも
きくゝ小世侍よりもつの
ぬやうよいひとゝるつまと
ゝ
きゝもそめ為の
村雨にてゝ我名とゝ
ゝとゝもゝあゝ

おこゝ海しきやうに
内大臣はゝへてゝとゝ
ふゝを結ゝ世ゝゝも不
紙枕よいひあゝふゝ
大宮も作ゝれゝも
きゝてゝとゝゝ者ゝ
内大乃乳母の方へ
是一度いひゝる事は
おゝゝ乳母も情の
き意地ありとゝゝ

[illegible]ひて　源氏は
[illegible]なる　[illegible]
[illegible]うひを[illegible]
[illegible]内大臣のむこな
[illegible]ひおもも
[illegible]むすめひとの
[illegible]ゆる
[illegible]大宮まで内へ
源氏の中あつひおも
内大臣のいかめしく

みそ[illegible]を盃乃一言に
[illegible]て源氏まて面目と
[illegible]と今は後悔
[illegible]に一夜をいかるあ
[illegible]て内大臣へ中つき
[illegible]ひおてのお
也雲井雁の事を大宮へ
源氏は入しおき事いに
[illegible]
[illegible]

すゝむ也
よろ川のたゝまきよめと以ふ
内大臣を嘲りて乃ち調也
一切のものみなするなるにゝき
よもつあしあはせ比立
それ一箱もとりのこす
きぬやともそへあらし也
けるかなうちりてすのね
あそとさるしての也
かくらつかしき

大宮の調はまちらきぬるに
し君のとりくまるもの
まゝもあしけと此頭道者
や来世濁世はいそこまるよ
き水はそ紀のすゝん也
ならそふつけても
此世にのみを万年につ
けて来世まゐれてあの作
法をつもりてあとらへそう
やすし紀物すと也

ことはくきてなから
此ことはくとこそは見知し
たまへとはへんも
侍るはみの事なれは
かのとは内大臣の御なかに
へ紀人をとしらねえてよも
あいなし　不意也
かみ紀のいさらひのまきも
家なハ源氏の宰子の中り
にきこえし　源氏もしらね

絵をそ御子なすくなき紙
に許容もしめ也　されよく
中納言も内大臣の御なかに
きゝ人まてあるよし也　太宰
へはまさとの納りなし
なの也
もつひも侍るを　もへいより
なつまてしくハもつひきを
しとや
うちふかい門をゝる　勅定也

かゝるところ　内侍所也

女房なるも　女房二ノ宮

女房と云ハ内侍命婦命婦

き女ノ房ヨリ云也ヨリハ三ヨリウ

と云女ノ字ヨリ引カズ女房

の房の惣名也又三ウクロ

と云アリ是ハ下臈也今

世ニ来ノ物トテ御膳なと

取あつかふ者也ハ中と選

て得選と云也基所ノ女房

公湯殿乃女房ありハは

ハ女ノ字ヨリ三ウと引也

こらう　故老典侍

私古旁典侍ん

延喜式内侍司一百十人

高侍二人典侍二人掌侍

四人女孺一百人

南代乃もけ二人あり　ハ人

特任ゑ人　きん又競望ノ

方くもあるよう也

典侍任尚侍例

尚侍従三位當麻真人浦虫
父正六位上継麻呂 右京人也 弘仁七年任典侍
未幾 遷為尚侍 天安元年任尚侍
図書云 浦虫為人貞和昇
標義器 未嘗適於人
遂不知伉儷之道 自掌
宮人職能 伝禁内之礼式
尚侍従三位廣井女王 嘉祥
三年任 授典侍 天安元年任

尚侍

尚侍従三位藤原朝臣灌
貞和四年正月任尚侍 元典侍
[illegible]
平城人[illegible]尋[illegible]族
姓以下十分の[illegible]
人[illegible]也 以乃詞[illegible]の
子細[illegible]
[illegible]
旅姓[illegible]

いそも
家れてとうすこうてきまの
ゆえあれども私乃家の人
男こせさる人とう義平殺
也家よ居乃ゆえ有乃乃
例もあるとも也
去てこうよかこき
古漢と本とて選て
時に旅姿よろしうけるる
も典侍れ弓物任乃

例あるも
去てこうてあるまも　高位選
よしうへ紀もなりとう
も也　坂弓中うも古漢
乃撰よ入へき仁特乃
とうのうもとも也
一本去のうふへき
一本去てうふへき光も日冠
れ侍うこの月乃
只ふやうる人とうくい古

めて人〻に紙撰さるゝものの
叡心にて内〻は人〻と
只食よりはるさ海も
ゝ毛ゝ紀とゝも
仰合ゝるゆゑなれ仰
ゝる級辞しゝて紀也
高川ゝ人い　知て云ゝ
八上下ゝゝる親撰と寄
ゝゝも也
さゝ不のことゝつゝとり

内侍所乃所とゝりおて
ゝる事ハ如御与義なく
ハゝゝして職掌ある官
ゝは歴い市毛とき
ゝも也されとも又さゝひゝゝ
へ所よあゝとも也
市〻秋月ありさ海ゝこそ
如御ゝるよ毛ゝせんて
紀へゝれ職掌ある官仕ハ
市毛よあゝれとも

なもうすべき事なれ
ども人の所業にて
きたる趙孟こそ所貴趙孟
結職をくるべ
きものなり
改をすべき人なあるべ
微弱なるもいまだ年
齢をとらず次は寅文
乃事なれあるべ

警固をもつ
まるべいとそこ
ろ
にて対論をとき
うる事なり　ひとゆひ
乃ものつ并てをるべ
対面さきにやもを
ぬをもとして腰結り
まれまきなり
乃ものとつけて

出ようとこうよりもて
内大臣より也源氏乃息女
也腰結より内大臣迎てうつき
奉もてきる也されもまね
うるそ御はるもつひうそ也
御よ大宮より病悩うそよ
もて奉障あるよりも也
けるおりもひんそく
四大宮より也病悩うそう
ひ奉へうとは如何へとも

よりかてつけすそもあれ所
ふあ一く思そう御よ
思ふ也一とも也
よくくものをさを
きもも四病なもよう
ふもて思ひそうあるはよ
とも也
あうにものをさ也
我う殺よりよう内方へ
仕奉へとも也

うるはしうする人を
近江君なりとのたまも
こはとうるうるかをおはしてる
はるかなり
秘義
大宮乃詞也義あるべき
れと兵源氏乃情歌のん
ゆきゆとゆ同及て実文
の方をきてもきて物語に
なりおつるかと南なのとう
今は大宮乃御也

秘抄義ノ義如此なり
私大宮の詞也用るもの
なしてとうるよるもの
めるむうるよのるもの
とうおつる事なるとと
えるるり物乃ゆよいき
こゝにうるん
けるやうるる　源氏詞也
るるれさかハ　内府連て
只今物乃也

もつし狂歌とくの
夕良上の事ハ平人なとか
なりしひのやうなる事
なれとあしきよハあ
らしぬるめ也
万事よくよくれ事あれ
ともれ狂歌をとえ諸人知
るもの也諸人知とも文
あられハつよくみるし
さをはつ出るもの也以下

ぬとうつろうるもいひ出
しけるをとハ他人ゆるさ
ふるもの也
またれたいとのし　つるまち
とは智ひよりたり
いつし狂歌をと
内裏三宗家を定めけり
狂也いつし狂歌ハ厳守乃
狂也源氏の狂也
おほしひきつくらふ　以下也

中納言に　夕霧八位
そへあるべき　人々なれど　幸ひ
あるかぎりとおぼす
内々　諸兵部卿
宮の御乳母なる　人々
六条院　大宮のみの
御方
人々のぞくも
外見みくるしきとも

ひくきこしらへ　大宮より
文あり　とゝ　ふるとて
さいはひむよきさま　申
源氏　雲井雁　決して　紀
もあるべし　乳母
こゝ　姫君の
雲井雁　乳母を　源氏
入あんと　思
思ひ　せ　大宮
御命　乳母　雲井雁を

夕暮よりゆうれいと熊切
よ作られ源氏の一言をへ
ばかりのれうまうとも
はなきてあるひ
夕暮乃ありとそひよ
見ばもはるとのり
きへ記付いて　源氏を
今一度も口入あえれ
をついてゆるをへ
きと見ばふ内府の内な

に合て出るとは推量
しばらくも
みるとはあん
又なるは詳しもきでは
あと行とせむと思まえ
はるは内府のかくさぬ
よりいひるもこうまての
とやうやとは分別いき
うのあるあるく思るとも
きをもうろうよ

内府ノ物也　勝ハ敗ル
物也ムカヒ
ひとも　宿地也
たてとく
おもて　うらも
あるもひ　歩さ(アユミ)也
えもひさめ　れたるめさ
直衣布袴也　横下襲は
おもて白う　蒲萄染也
ムラサキのうえ

これを常ハ敗也ハ
とはうこと
ひりこと　内方ノ
えこと　ハ
ハ源氏の事也　くたての
とはかの　内方ノ
たてけ　紅ハ
えこと　源氏ハ
やうもの　ものさ
あしてこと　宿地也

大臣らさいかちをもひて
もうしたるもとまうしたるを
しるしとうけたまはりて
賀縁喜言を
門大臣申しをもと
まうしたまはるに　今日の
ハかれて侍るとあるを
ものもなきさへくつと
ひかるるもと
さいをひとなる　大学の者人

門大臣源氏
をもとはけてを　詞也
へ中納言　考事勅命也
仍りて　考事也
源氏より召すを
して　考事也
をもとを遣系図とを
考事也
をもとハこをもさ源
源氏に返事也

中
雲の佗の身と思ひそれ
のあふ調也　弄同
閑閑
源氏也つくも事をよく
こその路の也　範ノ発す紀へ
まつそしくれのこほる
んていにえのきさ涌よ
なと
の路のつきれやそ雲ふ
みちのるとへ路れひろ
らそしく思ふるの上尻
の乳象也

むしかり　源氏調也
四
太小のるす
そねとなしみるやそえ
比翼
そらぬきこてしてとのこそ
常夏のかきく人のうへ
両雄
必争
もと紀路その柳とのあ
やしくこぬまてりのるい
耳とくかそれ柳としおぬ
やこぬそお泪えある思ふ

しけるとかの大臣のおもて
第五段修善寺
りてあるをひきたるはな
るを所にいとうとく
しくなりしやうるも
ゆるをもてをも
よりあきらかなるひ
ゆるあるてよりけるとは
同日なるの人なるをも
しくあるをもてをも

事はなりてゆるをもて
行幸なるをもひきたぶか
首路あるて源氏なるとは
きるるなるのをもて
いるるは内大臣遠景
おるるるて　面別
をるるるるるるるるる
早下朝臣
おるるるるる
源氏乃公目を見をるる

いかなる
けるとけつて　ゆるい
解なるべしとひとりも可
さしめおくこそいと源氏
乃おかるよう乃悔意
を謝しその二年也
かの免の出おりより
野川しるす乃也
なるべきそう　西夜出
初行なるを仰乃つて

にうとおもふと乃給へ
る優よりあるべし
さるべうるぬ
近江の事なるて
又ひらさまして　子も
乃くなり紀いみくて
とおもうも又兄弟なる
くるそくつれそくて
あそれよりおもうとも
やしれおりうも利也

乃ち子とハ思ふとも思はれ
人の親乃情也
子つ一つの五歩の
第木養よ あるもの也
つくり事あい
先よりの源氏の朝也
ぶよくあるもあるもあぬ家敵
ひよくつ一ぬい生質勇ある
敵ん
家はつまりて 大きい養

上乃月 ぶんめ出る也
あるしいさる 乃あるさ
ハ容保也 いさかひい威勢也
大家と
りあ月を ひり居る也
ひとつよりいちと
雲井乃ある也 源氏の
人年と 家て ひり
孫おと
てと思ふ 内大臣より紀つる
ふるこ ふるこ
すこ

中さめんもさきそそそそそ
出ぬるさめ也
さそそそむすれそ
此ゆゑ源氏のうすのる
そゆさむと思ひ
よのおひ出さると何と
やん人なうして思也
對面のさけてみえ
つるゆゑ御
つれさそそ

おなじもに　内大臣詠也
そそるゆゑ　わさとも
思ひそれは謝をんと也
さそはこの山
そそるゆゑ
と申おれとにさあは
大家の山ともよろ
けをそ賞さそる出あ
と契約ある也
又四つる　関白をも深

乃至つかはしよ又行事
ゆの物をうりあつめて世にて
みな早くもて
あつらつけよ　ゆはな
ちとしてとむほうもや
姫と云うけとり　内府の
まうしみるとさたしよ
見しあひのものもふと
内府うなとりおやすむ
もうしとも

公きよくみきもち
源氏はむうとちねえ
て蓋通のうれ生はあ
ーと内府乃権景
やむしるるる　生とるの
けうしおふかうおほ
すも
きすふまうそく
う宜そりてとは理運よ
おそむうてのは生とるに

そもそもそでくゝりとそれ
なにしおひて又四季なもの
やうにてとよ給へて窓
通もありつくさゆくつよ内大
臣此女と今あらそし給ふ
るつとして内大臣の推
量也とみえまことに給ひ
てとは御子と人のしられ
てを案通もありて給ふ
給ふ也

ちかひ給ひと　さやうに人
きこえあるには内府の御子と見
まことならぬやうのものには乳母
いはる内府の推也
それをききもとすつる
それをききなしとはもとの人
と又かまひて給也とこそ
もとて源氏のあそりへまかり
なりとしてもすくさまとも
みかはの人さらに
尚侍より候り

如御乃ゝ子ゝ
ゐるしいよゐ　源中の
最盛てあつるゐ
源氏源平と呼る
十六日ひ
彼岸に
故障
正為吉
各五十刻
陽数
廿日ノ方長

陽乃すゝ
とすゝ
よゝく
大安乃病悩
遠ゐ
源氏の西
あゝ
也乃大
なゝ
ありゝ

源氏乃会はるるは実父
とはいへども実父
母親と和するゝ物ゝ
実父なれども親子の対面あ
るべきにあらずして無切なる源氏
をもて疎遠乃内貧を
去て情を結ぶ
これ天倫の和よるなれ
混而不組乃去貧むる

ゆゝしきもあるを今人乃
心もとくゝ乃ゝ
かゝるものゝらは　夕霧もむ
うゝ氏事をいひたる也
あゝしてもゝ　けむう
ら乃事氏夕霧ゝあわ
しく思ひ源氏乃ゝの
やうよ尋出養育して
と又内方の出産ゝを
不審しゝ也

もしまことにかくのごとく　野方老
源氏高明の
おのおのの分の
只の法のよりて
理のごとくあるべし
ふるまいの人の
つれなき人の
世間のさまもと
されどもいまだ
さとりあるべきこと
世のおのおの

只ひとりのみ
四民のいとなみ
事也と
乃実法
子孫也
夕方学者
道徳礼儀
情を養
まの
益すること

学ぶ者は賢き時也又人
[illegible]ようあいかい益を
てもみるべきあるべし多貴ハ
人のよりも此時よ学ぶべき
しもすべきわるべし
三条乃子孫　祖母なれ
も大家おとわもうと人数
あるも
きこえむも　文の弱也ま
くしきよ元身居まれ

まもなく
居るべきも　より居れ
し命ずれ此ものあるも
あるべきよう学ぶあきの
祖母孫ならも
此世ときさまそれ
大家ハ祖母孫といふ者
あるべし　第一源氏ものの
命ずるべくいり
あるべきなり

むろまち殿の御子
孫なる大臣殿又源氏
の御子孫にて蓮乃絶
子なれども孫いまだおき
るべきさきにこれをとゝ
こゝにいるる　昔はすく
れたる御人なれ
ども今の世の人
いまはしきこと
よくもむかしけり

ふる　秘蔵　うけこゝる
むかしけり乃縁起
妙一字（ジヤウイチジ）のうる
そなてるとの乃ゝ記にこゝる
縁をそなへたる乃縁起
寺乃記なりとゝ照国寺乃
秘
宝よりむるとこゝろそなへき
なそなりあまの縁の銅
の色しるも所記乃也
八重桜うも秀句に市れ

源なれとも事を[illegible]
[illegible]
私[illegible]
[illegible]け乃縁語の外
[illegible]事はあ[illegible]
と[illegible]はあ[illegible]
[illegible]吟味[illegible]
[illegible]
自唐土伝授如此言又
唐[illegible]合し[illegible]

見梅枝尾

唐[illegible]合[illegible]也又董物
八唐物[illegible]合する[illegible]
[illegible]

明石巻
[illegible]
[illegible]
二条院乃東院也
[illegible]
[illegible]

如秋也南は如秋

と云詞随分とあるにつ
き色こゝろもとゝ色
あるべきのかゝるの
一説 勅書鈍に服者なるべ
しとあるゝ勿論色
りひとしい同服
同ゝ服者なるべ
明らかあれとゝ乃
祝儀の時に似あるべ
おもうもとゝ 落葉色

昔八雅しゝるゝ色世い
ゝやゝの色
濃紅の袴色中倍のゝ
袴色ゝゝのゝ袴ゝ
あり袴色の袴色古い時ゝ
袴ゝ色葛紙に載ゝ
或説に袴地ゝゝ色ゝ
深てゝ人ゝをゝゝて深
ゝゝ色ゝ
又云義ゝゝゝい色ゝ

紙あるものうらハ中絶ん

うらうら

むらさきのさくらぎりみゆる

物あはれ乃法ゆやうに

みあれども霞地小禅の

そらにうつふん

さくらうらうらうらうら也

つゝ　夜つゝらのやうなる

あの大きさうなる物也

ゑをはあはれ

以前と早ハしうら絶

あわしきあるる人　源氏詞

也東つむの武蔵あり

さるといひきる物也

かくものつゝらうらの人のさま也

うらうらつゝ

あらうらの物ハ也

ハつゝきのれ也

ちみて　坂常陸ゆ

つきゆるる也うれと思ハ

今人〻はそれをそんじる
人〻つくるも
同じ
ちゝ子あるにいきの
ゐてもくくるもの
和方こそうらみ
身は数なるあはなる
なれぬとも 雪はなる
たゞ〻 ちゝるも
九
一〻あるちまをいつる
くかくいはれもるる

さて也とゝいふ文字は
ようくゝ移もえるゝくい
高乃和のわに似あを
くは要也
私ゝいちゝとあり
すくゝちゝて墨ひ
さるん
しはちゝて 作法
るれを自身若男して
ようゝ出 おくきも

源氏ちりぬる

あわれ

の朝也

つゝみつゝ

つゝみ兼て匂のつゝみ紙

きてこそみれとうつりけり

つゝみ兼てものゝ

つゝみとゝのへてあるつ

つゝみとゝのへてあるとハ

つゝみとハ

つゝみ兼て

つゝみ兼へき也

源氏の綱

赤橋乃姫

姫てよむつゝみ

くゝ

くゝ

くゝ

むすめ
あへうすまてすすめて
宮ゐ作法之事式之人
ものを
けふのとを　源氏のれん
ひきあけを内大臣の見給
やうなりて　内府乃紙
女房紙そいふくん
事式源氏の百帖とり
もちをやうなりてと

いつもを
れたまつるかた
簾中へ入給也
思いのとをるよりハ
殺ハ対えれ内ゐ
るをれを実子式
あるひ
みをるもの
こゝろいゆくの
不意也

えさのひ給ふめ　ひをたひ
ぬい裏乃梅也　四府の梅
こよひ〳〵さくのるい
月夜の上乃ふる也　祇園の
春ふかさ　夕ふかるは
いなむとも　玉ゐの根本
ぬしなるあるる　ぬしなるさ
ぬしの人ゆへ　さくて
四方乃宮子とふるい
いまた世ふる　根本ふる故

にあるよ　作法　源氏
乃れかの也　源氏物
のたくひ　ふるとも
けるよ　四方宮詠也
源氏乃宮法ふるを
ふりなきうこと
かくもて　あるひ物ふる
しけるさは　をうるとも
いとも又今　をうるを
物ふるうる　みをかけて

内府乃調ゐ
うりやはりたけまを
接穂ナメ　こ　ケ　ら　の　そ　く
よ　車　よ　の　足　を　に　こ　ま　ね
すものこ　ま　ゆ　ま　け　て
みるとこ　ま　ま　て　を　く　ま　を
何　を　む　よ　つ　ま　み　を　ま　ん
沖　川　む　を　ま　く　ま　に　て
出　屋　い　ま　ま　ま　け　る　も　今
ま　て　さ　ま　ま　で　ま　け　る　よ　も

牧つゝみもあゝを
こよりはけ　ま　く　さ　ま　の　ま
ハ　ま　ま　と　源　氏　の　ま　を
も　牧　ま　こ　ま　を　さ　ま　ま　れ
ま　ま　も
服　見　ま　ま　こ　ま　ま　ま
む　こ　ま　ハ　源　氏　内　府　ま　を
の　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
く　て　返　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ハ　源　氏　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま

[illegible]
[illegible]返事をえ
[illegible]源氏の[illegible]
や文内左[illegible]
[illegible]
[illegible]源氏
[illegible]
[illegible]
[illegible]

事ぶくもまひ又寒
はなをかすかなるとうれ
くもはつる也
舟はよくそ　あ梅たえ也
むろくみとくとくとくと
はしてくひ今出是也
さすとさる　むすめや
そくくの心とつくとな
とし　おかるる也
中宮のおくまひ　秋好中宮

の野よはむろくとも
そくんとやおすんな
はくく世人の沙汰す
さまも
野とくは　是は源氏
乃内大臣　むろくみる
なかおかる也
何ともはまきとの
大方の人のくくあれ
結ぶ　ひとをあれとも

こゝろもとなくなりぬる
とハ源氏と内侍との是
人のきこえてうやうさむ
源氏をも内大臣殿さま
くゝ人のいひあつかん
とも上ゝろ人ゝをも下
ゝの心ゝをしてすゝ
此事をもうゝそいひ
あつかふ今もおなじ
きゝあつかふ人ゝをも

御心に人ゝをもうゝみて
よゝ紙とも
ゝゝもゝんとも
らんなと行のゝいふを
きゝ人と 新ゝは
行のゝいふ
こゝ行人とあゝて 是は
内大臣
行ゝて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ていは嫁要もあるに
きてるまたれたるかたもと
けり今はまて延引せば
今はつてをもつけもえまてと
云乃中にあるも
内よりのたりにあるも　南府のも
[illegible]
[illegible]
私一往辞退あるへきと
辞退しいるに過るも作
[illegible]
[illegible]
ことさに乃ことは　別乃事也
参ゐ云[illegible]も無是[illegible]
四ヶ所存のよう是事也
きとも也
[illegible]
[illegible]　内府の
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いとそうれいなるも
淫なるあるを
世の人のきてよそ
きちゃこあるとと 親切也
ぞんずる 自然也
このさうなるもの 近江也
中わけわさをひかれる
中将は相手也 せわは年若
あ物方尺
あるこうあるよ 浦安と門前也

あるなりはよ
を真おくもちゃる也
ちゃかはげるべき
あるはつるべ紀故を
あるあるも二つこよそる
はんとうなるわり
かくゆうなく 不意也
遠意を紀也
もれてしてあ はのまあ
ちる世房あとも学にも

近江宮詣のあるあるに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と見渡すに近江国
にて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いそしく
ふらるも
ぼくやく
世房まて
ふるもの
をとゝけさやう
しる琴や也
いとふてる
時しても
さもいかに

雖役也下霜
をとゝいふ
第子也
近江の

返答也内大臣乃出乳也
をも何しく思とも女出
のつゝ人きまんとても
義よとうしる
邦郎乃義をのんん
むれよもとを記る
肝つゝもひゆるんも
慈乃心腸中もと
ありてむしをまつ
るゝるん

いとあやしく記　内大臣の御
せおよび近江守のこれ御
願なと現のつゝしきを
こしきを行そんとしめし
あるべくとてありつるなり
内大臣乃行とて尚侍殿
より申給はるゝ御名
そそきわらにおはつるく
大つゝしめてい松をそつる
そのおもも

おはしまおとゝはむろ殿
申めをとり　むろ殿
宮仕を賀むはゝ文を
常はるも
ひらく

結構上云定

なるゝ　長守の
乃おはるゝ心あんをよ
いとまもも主上今とそ
すくはをめをを尚侍をハ
近江ををるめをんわと

内大臣乃嘥しその如
山とうして　近江表調也
むれつきうるのすい
なりてむきの枕屏は内大
臣あれとも也
はなれたるのやうして
一統たもつ乃琴也つ所
ゑとは和ふへ弦をを
ゑ琴を乃琴弦
未動ともむすいねる

俗雅よりひつけら調也
いまの世ゑはいひ絶て人
乃いとてゑ事あるやて
敬事ゑ乃ゑ事ゑ
はやし調とよくしら所
寺　寺人の事ゑ言とて人
てゑひいて
世の人ぞぞぞぞぞぞ
世の人ゑ父内府乃ゑも
ゑゑゑゑしき事ゑる

くれて近江をと
こゝめ好きあるまゝき
事也とさゝいふも
人と云あるとうまづ
嘲哢しそこゝ
ちゝ